

病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院総合情報システム更新業務について契約の相手方を決定するに当たり、入札・契約手続の客観性、透明性及び競争性を高めることを目的として、条件等を付けた一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)及び相馬方部衛生組合財務規則(昭和58年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(制限付一般競争入札の公告)

第2条 管理者は、施行令第167条の6及び規則第112条の規定に基づき、病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札公告(様式第1号)により、公告するものとする。

(入札参加資格)

第3条 病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5・6年度相馬方部衛生組合入札参加資格者名簿(物品等(修繕))に登載されている者。

※登録が済んでいない場合には、入札参加資格確認申請書の提出期限までに入札参加資格登録申請を可能とする。

(2) 平成30年度から令和4年度において病床数概ね200床以上の病院に病院総合情報システム(通称:電子カルテシステム)を納入している者。

(3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者。

(4) 施行令第167条の4第1項に規定する者でない者または同条第2項各号に規定する者でない者。

(4) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、相馬方部衛生組合、相馬市、新地町の指名停止措置を受けていない者。

(入札参加資格確認申請)

第4条 病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、管理者に対して第2条の規定による公告で定められた提出期限までに、病院総合情報システム更新に係る制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 管理者は、申請書及び添付資料を受理したときは、規則第113条第1項の規定に基づき、入札参加資格の確認を行うものとする。

2 管理者は、入札参加資格の確認結果について、規則第113条第2項の規定に基づき、そ

の資格を有すると認めた者または資格を有しないと認めた者に対して、病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（仕様書の閲覧等）

第6条 病院総合情報システム更新業務に係る仕様書は、公告した日から入札日まで公立相馬総合病院ホームページに掲載し、閲覧に供するものとする。

2 入札参加希望者は、仕様書について質問がある場合は、入札の日の5日前までに病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式第4号。以下「質問書」という。）を管理者に提出することができる。

3 管理者は、前項の質問書を受理したときには、病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式第5号）により回答するとともに、公立相馬総合病院ホームページに掲載し、閲覧に供するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、病院総合情報システム更新業務に係る制限付一般競争入札に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この公告は、令和5年3月27日から施行する。